

被扶養者の異動手続きについて

卒業・進学又は就職等に伴う被扶養者の異動が生ずる季節となりました。

随時、被扶養者資格の継続及び取消しの届出を所属所共済組合事務担当課を通して行っていただけますようお願いいたします。

なお、高等学校へ進学される被扶養者にあつては、平成27年6月頃に届出を行っていただくよう別途通知する予定です。

1 諸手続書類

平成27年4月の状況	提出書類
就職した方	被扶養者申告書（取消） 組合員被扶養者証
大学・短大・各種学校へ進学した方	被扶養者申告書（継続） 在学証明書（※1） 組合員被扶養者証
受験勉強中、求職活動中又は内定期間中の方	被扶養者申告書（継続） 家族状況調書 生計維持確認書類（※2） 所得証明書（※3） 組合員被扶養者証 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> { <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> 同居している場合…住民票 別居している場合…仕送り額の確認書類 </div> </div>
アルバイトをしている方（交通費を含めた総支給額が月額108,334円未満）	被扶養者申告書（継続） 家族状況調書 生計維持確認書類（※2） 所得証明書（※3） 雇用証明書（※3） 組合員被扶養者証 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> { <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> 同居している場合…住民票 別居している場合…仕送り額の確認書類 </div> </div>

（※1） 遠方の大学等へ進学するため、入学前に更新後の「組合員被扶養証」の交付を希望される方にあつては、「合格通知書」又は「入学許可証」の写しに別紙「申立書」を添えて届出を行ってください。

なお、この「申立書」等により継続認定の届出を行った場合は、平成27年5月末日を期限として「在学証明書」（欄外に「組合員証記号番号」及び「組合員氏名」を記入してください。）を提出してください。

（※2） 「主として組合員の収入により生計を維持していること」の確認のため、平成27年4月以降、扶養手当の受給がない場合は、いずれかの生計維持確認書類の提出が必要となります。扶養手当の受給がなく組合員と別居されている方の継続認定にあつては、認定対象者の年間収入が130万円未満（60歳以上の公的年金等の受給者又は障害を支給事由とする年金受給者にあつては180万円未満）であつて、かつ、当該年間収入の2分の1以上を生活費として組合員が援助（振込みに限る。）していることが被扶養者の要件となります。

また、仕送りは、被扶養者の毎月の生活を経済的に支援する資金であることから、次の方法により毎月送金しているもの以外は「仕送り」として認めておりません。平成27年4月から扶養手当の受給がなく「別居する」場合であっても、4月分の生計維持を確認し

た上で、更新後の「組合員被扶養者証」を交付することとなりますので、事前に振込んでから継続認定の届出を行っていただけますようお願いいたします。

なお、昨年に引き続き扶養手当の受給がなく別居されている方については、平成26年8月分までの仕送り額の確認書類を「平成26年度被扶養者資格確認調査書」に添付していることから、平成26年9月分から平成27年4月分までの確認書類を提出してください。

仕送り方法	金融機関からの「振込み」によるものとします。 手渡しによる方法は事実確認が困難なことから認めておりません。
確認書類	銀行の振込受領書、ATM利用明細書等とし、一枚の用紙で振込人と受取人の氏名、金額及び振込日等が確認できるもの。 通帳の写しによる確認は、表紙と内容が同一であることの確認が困難なことから認めておりません。
仕送り額	最低限1人世帯月5万円以上、2人世帯月9万円以上必要であり、かつ対象者の全収入の原則1/2以上の送金が必要となります。 (注) 平成20年4月の標準生計費(総務省) 参考

ただし、次の方は別居であっても「仕送り」の事実確認を要しません。

- ・子が学生で進学による別居
- ・下表の精神薄弱者更正施設等への入所による別居

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者授産施設
知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者更正施設及び知的障害者授産施設
老人保健法(昭和57年法律第80号)に規定する老人保健施設

(※3) 「平成26年度被扶養者資格確認調査書」に添付してある書類については、重複して提出する必要はありません。なお、昨年に引き続きアルバイトをされている方については、平成26年8月分までの「雇用証明書」を「平成26年度被扶養者資格確認調査書」に添付していることから、平成26年9月分から平成27年3月分までの証明書を提出してください。

2 留意事項

- (1) 継続認定は、原則、「組合員被扶養者証」の有効期限の翌日から30日以内に手続きが必要となりますので、30日経過後に「被扶養者申告書」を所属所で受付けた場合は、一旦、被扶養資格を有効期限の翌日で取消した上で、「被扶養者申告書」を所属所が受付けた日から再認定することとなります。
- (2) 留年等により卒業年月日が延期されたことに伴って、引き続き被扶養者認定の必要がある方にあつては、平成27年4月1日以降、当該年度の在学証明書により継続認定の届出をお願いいたします。
- (3) 本組合が必要だと判断した場合には、別途書類を求めることもありますので、ご協力をお願いいたします。

担当：保健課 資格担当 小澤・鶴田 TEL：055-232-7311
--